



新潟県

新潟県報

発行 新潟県

第4号

令和8年1月16日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

- 1 新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則(統計課)

告　　示

- 18 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく医療機関の指定(福祉保健総務課)
19 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止(福祉保健総務課)
20 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止(福祉保健総務課)
21 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく介護機関の指定(福祉保健総務課)
22 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更(福祉保健総務課)
23 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止(福祉保健総務課)
24 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定(水産課)
25 地域森林計画の公表(治山課)
26 地域森林計画の変更の公表(治山課)
27 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
28 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
29 河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定の一部改正(河川管理課)
30 河川の浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の指定(河川管理課)
31 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)

公　　告

- 予算の公表(財政課)
一般競争入札の実施(地域医療政策課)
大規模小売店舗の届出事項の変更(地域産業振興課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
一般競争入札の実施(財務課)

病院局公告

- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)
一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

規　　則

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第1号

新潟県統計調査条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県統計調査条例施行規則（令和2年新潟県規則第29号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第10条提供申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料 (以下「第10条提供申出書等」という。)に記載されている第10条提供申出者(第10条提供申出者が個人である場合に限る。)及び第10条提供申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 第10条提供申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料 (以下「第10条提供申出書等」という。)に記載されている第10条提供申出者(第10条提供申出者が個人である場合に限る。)及び第10条提供申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
歯科小林クリニック	新発田市小舟町2丁目1番21号	令和7年12月1日
千手薬局	十日町市上新井1145-5	令和8年1月1日

坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	令和7年12月15日
-----------	-------------	------------

◎新潟県告示第19号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
みづほ歯科口腔外科	長岡市中之島1909-15	令和7年11月30日
石川歯科医院	柏崎市東本町2-5-19	令和7年11月30日
歯科小林クリニック	新発田市小舟町2丁目1-21	令和7年11月30日
細山歯科医院	糸魚川市寺町3-5-34	令和7年12月15日
坂田薬局「オタテ」	上越市西本町3-2-5	令和7年12月14日

◎新潟県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があった。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
飯酒盃医院	上越市西本町4丁目4-12	令和7年12月1日

◎新潟県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり介護機関を指定した。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社寿社	南魚沼市塩沢600-7	株式会社寿社	南魚沼市西泉田8-2	福祉用具貸与	令和4年7月1日
株式会社寿社	南魚沼市塩沢600-7	株式会社寿社	南魚沼市西泉田8-2	特定福祉用具販売	令和4年7月1日
株式会社寿社	南魚沼市塩沢600-7	株式会社寿社	南魚沼市西泉田8-2	介護予防福祉用具貸与	令和4年7月1日
株式会社寿社	南魚沼市塩沢600-7	株式会社寿社	南魚沼市西泉田8-2	特定介護予防福祉用具販売	令和4年7月1日

株式会社ユーワ	南魚沼市西泉田 8-2	介護付き有料老人ホーム悠々の杜	南魚沼市坂戸6-3	特定施設入居者生活介護	平成19年2月1日
株式会社ユーワ	南魚沼市西泉田 8-2	介護付き有料老人ホーム悠々の杜	南魚沼市坂戸6-3	介護予防特定施設入居者生活介護	平成19年2月1日

◎新潟県告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
株式会社クレアメディコ	長岡市緑町1丁目38番地283	新	ALPHAS さわやか苑 中沢ケアブランセンター	長岡市中沢町174番地	令和7年12月1日
		旧	さわやか苑 居宅介護支援事業部		

◎新潟県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項及び第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人魚沼福祉会	魚沼市和田413番地1	指定短期入所生活介護事業所うかじ園	魚沼市徳田112番地1	令和7年12月31日

◎新潟県告示第24号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

漁協	加入区の名称	区域
新潟	五十嵐浜	新潟市西区真砂、上新栄町、五十嵐一の町、五十嵐二の町、五十嵐三の町及び内野上新町の区域
寺泊	寺泊	長岡市寺泊長峯、金山、田ノ尻、花立、松沢町、香清水、横掛、小川町、上荒町、二ノ関、鳥帽子平、上片町、片町、大町、上田町、赤坂、荒町、名子山、一里塚、下荒町、鼠山、蔵場町、七曲、円上寺山、殿林、坂井町、一枚田、磯町、敷ノ川、越ノ浦、蟹沢、千駄越、庚塚、白岩、雨池、湊町、小屋場、藪田、切替、下窪田、大和田、郷本、志戸橋、山田、松田、明ヶ谷、田頭、夏戸、年友、引岡、戸崎、吉、大地、円上寺、箕輪、京ヶ入、本山、本弁、弁才天、川崎、下曾根、中曾根、蛇塚、当新田、野

		積、岩方、仁ヶ村外新田、田尻、矢田、入軽井、町軽井、平野新村新田、高内、求草、万善寺、敦ヶ曾根、北曾根、新長、小豆曾根、竹森、鰐口、下桐、裕田、木島、五一、有信及び下中条の区域
聖籠町	聖籠	北蒲原郡聖籠町大字網代浜及び大字次第浜の区域

◎新潟県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、上越森林計画区の地域森林計画を定めた。

令和8年1月16日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、下越森林計画区の地域森林計画（令和7年1月新潟県告示第42号）、中越森林計画区の地域森林計画（令和5年1月新潟県告示第29号）及び佐渡森林計画区の地域森林計画（令和6年1月新潟県告示第21号）を変更した。

令和8年1月16日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、妙高市の水上土地改良区の定款の変更を令和8年1月6日認可した。

令和8年1月16日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営東海地区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月16日

新潟県糸魚川地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和8年1月19日から令和8年2月16日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第29号

河川の洪水浸水想定区域の指定並びに浸水した場合に想定される浸水深及び浸水の継続時間の公表の一部改正(令和7年8月8日新潟県告示第785号)の一部を次の表のように改正する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項及び第2項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。
その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。	その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、一般の縦覧に供する。
なお、平成22年2月新潟県告示第184号及び平成29年12月新潟県告示第1301号は、廃止する。	なお、平成22年2月新潟県告示第184号及び平成29年12月新潟県告示第1301号は、廃止する。
1 洪水浸水想定区域を定める河川 阿賀野川水系 阿賀野川 信濃川水系 五十嵐川 姫川水系 姫川 2 (略)	1 洪水浸水想定区域を定める河川 阿賀野川水系 阿賀野川 信濃川水系 五十嵐川 <u>加茂川</u> <u>下条川</u> 姫川水系 姫川 2 (略)

◎新潟県告示第30号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系

加茂川

下条川

2 指定年月日

令和8年1月16日

◎新潟県告示第31号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項及び第3項の規定により、次の河川の洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系

山田川

鹿熊川

2 指定年月日

令和8年1月16日

公 告

予算の公表について（公告）

令和7年12月22日新潟県議会において議決された令和7年度新潟県一般会計補正予算及び企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

令和7年度新潟県一般会計の補正予算（その1）

令和7年度新潟県一般会計の補正予算是、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,326,089千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,693,564千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更是、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加及び変更是、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更是、「第5表 地方債補正」による。

第1表 岐入歳出予算補正 1歳入		項	補正前の額	補正額	計
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金		2,398,754 千円	△ 894	2,397,860 千円
			872,863	△ 894	871,969
第9款 国庫支出金	第1項 国庫負担金 第2項 国庫補助金		135,206,772 30,101,209 100,416,304	3,011,981 538,127 2,473,854	138,218,753 30,639,336 102,890,158
第12款 繰入金	第2項 基本金繰入金		42,632,421 37,994,089	3,459,580 3,459,580	46,092,001 41,453,669
第13款 諸取入	第5項 受託事業収入		166,788,469 4,132,184	△ 4,578 △ 4,578	166,783,891 4,127,606
第14款 県債	第1項 県債		190,367,000 190,367,000	860,000 860,000	191,227,000 191,227,000
歳入合計			1,272,367,475	7,326,089	1,279,693,564

2 歳 出		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	費		千円	千円	千円
第1款 議 会 費	第1項 議 會 費		1,456,496	4,301	1,460,797
			1,456,496	4,301	1,460,797
第2款 總 務 費	第1項 政 策 費	36,431,809	△	11,101	36,420,708
	第2項 総 務 費	7,966,790	△	37,237	8,004,027
	第3項 統 計 費	16,868,007	△	31,932	16,836,075
	第4項 徵 稅 費	1,657,706	△	3,586	1,654,120
	第5項 市 町 村 振 興 費	7,211,254	△	7,717	7,218,971
	第6項 選 挙 費	997,526	△	20,430	977,096
	第7項 人 事 委 員 会 費	1,309,958	△	125	1,309,833
	第8項 監 察 委 員 会 費	161,275	△	192	161,083
		259,293	△	210	259,503
第3款 環 境 費		5,204,930	372,251		5,577,181
	第1項 環 境 政 策 費	711,608	1,424		713,032
	第2項 環 境 対 策 費	782,237		888	783,125
	第3項 資 源 循 環 推 進 費	421,877	7,780		429,657
	第4項 防 災 費	3,289,208	362,159		3,651,367
第4款 福祉 保 健 費		191,092,103	238,131		191,330,234

	第1項 福祉費	22,324,681	124,620	22,449,301
第2項 国保・福祉指導費	46,590,792	△ 1,503	46,589,289	
第3項 地域医療政策費	15,915,929	21,603	15,937,532	
第4項 医師・看護職員確保対策費	2,863,482	5,914	2,869,396	
第5項 高齢福祉保健費	44,932,695	△ 811	44,931,884	
第6項 健康対策費	4,883,432	△ 4,802	4,878,630	
第7項 生活衛生費	1,470,591	13,140	1,483,731	
第8項 障害福祉費	24,510,775	58,551	24,569,326	
第9項 こども家庭費	26,926,518	19,838	26,946,356	
第10項 感染症対策費	673,208	1,581	674,789	
		3,155,704	65,136	3,220,840
第5款 労働費		119,842	5,428	125,270
	第1項 労働委員会費	709,520	△ 2,087	707,433
	第2項 しごと定住促進費	2,326,342	61,795	2,388,137
	第3項 就用能力開発費			
第6款 産業費		163,938,121	△ 7,383	163,930,738
	第1項 産業政策費	1,486,747	△ 13,021	1,473,726
	第2項 地域産業振興費	143,079,321	7,471	143,086,792
	第3項 創業・イノベーション推進費	1,748,332	3,567	1,751,899
	第4項 産業立地費	11,541,448	2,083	11,543,531
	第5項 觀光費	1,514,487	△ 15,791	1,498,696
	第6項 國際観光費	233,591	5,050	238,641

	第7項 文 化 費 第8項 又 求 ツ 費	2,701,234 1,632,961	△ 1,297 4,555	2,699,937 1,637,516
第7款 農 林 水 産 業 費	第1項 農 業 種 務 費 第2項 地 域 農 政 推 進 費 第3項 農 產 園 芸 費 第4項 經 営 普 及 費 第5項 食 品 · 流 通 費 第6項 畜 產 業 費 第7項 水 產 業 費 第8項 林 業 費 第9項 農 地 管 理 費 第10項 農 地 基 盤 整 備 費 第11項 農 地 計 画 費	61,367,236 3,491,865 7,260,396 1,848,683 3,382,174 463,693 1,125,183 3,051,367 10,319,181 6,164,352 22,642,766 1,617,576	2,259,085 △ 13,595 7,255 82,007 12,767 4,891 2,010,787 2,960 76,182 10,204 71,654 △ 6,027	63,626,321 3,478,270 7,267,651 1,930,690 3,394,941 468,584 3,135,970 3,054,327 10,395,363 6,174,556 22,714,420 1,611,549
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費 第2項 道 路 橋 い よ う 費 第3項 河 川 海 岸 費 第6項 建 築 費 第7項 交 通 政 策 費	123,007,162 11,257,529 55,203,362 20,990,805 6,510,353 2,417,113	2,071,803 57,590 1,920,000 17,207 28,907 48,099	125,078,965 11,315,119 57,123,362 21,008,012 6,539,260 2,465,212

第9款 警察費	警察費	第1項 警察管理費	53,913,688 49,340,806	423,402 423,402	54,337,090 49,764,208
第10款 教育費	教育費	第1項 教育費 第2項 小中等学校費 第3項 高等学校費 第4項 特別支援学校費 第8項 私立教育振興費	165,629,710 8,015,699 83,212,275 40,187,360 20,070,119 11,047,350	1,908,975 74,387 731,751 722,329 385,471 △ 4,963	167,538,685 8,090,086 83,944,026 40,909,689 20,455,590 11,042,387
第11款 災害復旧費	災害復旧費	第1項 農林水産施設災害復旧費	10,976,170 3,565,695	1,489 1,489	10,977,659 3,567,184
歳出合計			1,272,367,475	7,326,089	1,279,693,564

第2表 正補費継続更変

第2表 繼続費補正
1 変更

款	項	事業名	補		正		前		補		正		後	
			給額	年度	給額	年度	割額	年度	給額	年度	割額	年度	給額	年度
第8款 土木費	第2項 道橋りょうと路費	一般国道253号道業事業(神田高架橋)	千円	4	千円	0	千円	4	千円	4	千円	0	千円	0
				5		440,000				5		440,000		
				6		1,211,000				6		1,211,000		
			7,000,000	7	1,700,000		7,500,000	7	1,700,000		7,500,000	7	1,700,000	
				8		2,200,000				8		2,224,000		
				9		1,449,000				9		1,535,000		
										10		390,000		

第3表 緊越明許費

款	項	事業名	金額
第3款 環境費	第4項 防災費	原子力防災対策費	340,000千円
第8款 土木費	第2項 道路橋梁りょうう費	原子力災害時ににおける避難路整備費	1,920,000
合計			2,260,000

第4表 債務負担行為補正
1 追 加

事	項	期	間	限	度	額	説明
県庁舎電力需給契約		令和8年度				287,743千円	
地域振興局電力需給契約		令和8年度				166,033千円	
離職者等再就職訓練委託契約		令和8年度から 令和9年度まで				372,537千円	
若年者職業能力開発訓練委託契約		令和8年度				44,385千円	
障害者職業能力開発訓練委託契約		令和8年度				6,360千円	
珠玉の東京富士美術館コレクション展開催費用負担協定 (相手方 東京富士美術館展新潟実行委員会(仮称))		令和8年度				16,500千円	
新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター管理協定		令和8年度から 令和12年度まで				790,355千円	
県営漁港災害復旧工事請負契約		令和8年度				310,000千円	
県営漁港維持補修工事請負契約		令和8年度				2,000千円	
県営漁港整備工事請負契約		令和8年度				25,000千円	
県営漁港調査委託契約		令和8年度				10,000千円	

土砂災害緊急治山事業工事請負契約	令和8年度	20,000千円
土砂災害緊急治山工事調査委託契約	令和8年度	10,000千円
一般国道113号胎内大橋工事費用負担協定 (相手方 東北電力ネットワーク株式会社)	令和7年度から 令和11年度まで	16,000千円
新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）管理 協定	令和8年度から 令和12年度まで	332,055千円
新潟県立植物園管理協定	令和8年度から 令和12年度まで	1,325,000千円
新潟スタジアムネーミングライツ業務委託契約	令和8年度から 令和10年度まで	28,380千円
道路改築工事委託契約	令和8年度	280,000千円
建設関係災害復旧工事請負契約	令和8年度	530,000千円
道路施設点検委託契約	令和8年度	900,000千円
緊急地方道路整備工事請負契約	令和8年度	1,000,000千円
海岸侵食対策工事請負契約	令和8年度	181,600千円
総合流域防災（砂防）工事請負契約	令和8年度	220,000千円
地すべり対策工事調査委託契約	令和8年度	28,000千円
公園整備工事請負契約	令和8年度	480,000千円

土木施設等環境整備対策工事請負契約	令和8年度	61,000千円
道路維持調査委託契約	令和8年度	37,000千円
道路維持管理工事請負契約	令和8年度	275,400千円
道路維持管理委託契約	令和8年度	515,500千円
奥只見シルバーライン維持管理委託契約	令和8年度	35,000千円
弥彦山・七浦道路維持管理工事請負契約	令和8年度	13,000千円
舗装道維持修繕工事請負契約	令和8年度	141,000千円
道路改築整備工事請負契約	令和8年度	115,000千円
地域づくり基盤道路整備工事請負契約	令和8年度	573,000千円
道路安全施設工事請負契約	令和8年度	510,000千円
道路改善工事請負契約	令和8年度	112,000千円
道路防災対策工事請負契約	令和8年度	10,000千円
舗装道補修工事請負契約	令和8年度	736,000千円
橋りょう補修工事請負契約	令和8年度	1,000千円

防災・防雪施設修理工事請負契約	令和8年度	5,000千円
道路除雪付帯工事請負契約	令和8年度	430,000千円
道路融雪施設修理工事請負契約	令和8年度	60,000千円
道路融雪施設管理工事請負契約	令和8年度	28,000千円
河川調査委託契約	令和8年度	80,000千円
防災情報施設保守点検業務委託契約	令和8年度	52,000千円
河川維持工事請負契約	令和8年度	234,000千円
河川維持流量観測委託契約	令和8年度	3,000千円
河川海岸監視委託契約	令和8年度	82,000千円
河川施設修理工事請負契約	令和8年度	100,000千円
河川管理施設操作委託契約	令和8年度	19,500千円
河川水質調査委託契約	令和8年度	11,500千円
河川整備工事請負契約	令和8年度	18,000千円
海岸維持工事請負契約	令和8年度	6,000千円

海岸施設修工事請負契約	令和8年度	70,000千円
海岸整備工事請負契約	令和8年度	52,000千円
ダム堆砂測量委託契約	令和8年度	3,000千円
ダム堆積土浚渫工事請負契約	令和8年度	11,000千円
砂防工事請負契約	令和8年度	9,000千円
土砂災害・火山噴火緊急工事請負契約	令和8年度	40,000千円
すべり防止工事調査委託契約	令和8年度	73,000千円
公園維持補修工事請負契約	令和8年度	12,000千円
港湾改修費工事請負契約	令和8年度	15,000千円
港湾海岸保全費工事請負契約	令和8年度	315,000千円
港湾施設改修工事請負契約	令和8年度	100,000千円
港湾施設改良統合補助工事請負契約	令和8年度	161,300千円
港湾整備工事請負契約	令和8年度	160,000千円
		112,000千円

港湾維持修繕工事請負契約	令和8年度	88,200千円
港湾等調査委託契約	令和8年度	26,000千円
港湾維持管理委託契約	令和8年度	9,000千円
港湾管理費更新工事請負契約	令和8年度	15,000千円
県立学校等電力需給契約	令和8年度から令和9年度まで	995,620千円
当直用寝具賃借契約	令和8年度	26,190千円
警察官用被服製造請負契約	令和8年度	42,893千円
施設補修工事請負契約	令和8年度	3,000千円
警察本部分庁舎施設管理業務委託契約	令和8年度から令和14年度まで	12,158千円
警察施設照明LED化に係る調査委託契約	令和8年度	6,517千円
新潟駅前交番解体撤去工事請負契約	令和8年度	23,092千円
安全運転管理者講習委託契約	令和8年度	57,750千円
運転免許関係業務委託契約	令和8年度	263,125千円
公安委員会手数料等収納業務委託契約	令和8年度から令和9年度まで	77,227千円

交通安全施設整備工事請負契約	令和8年度	200,000千円
交通信号機用電球購入契約	令和8年度	12,570千円
ワンストップサービスシステム賃貸借契約	令和9年度から 令和13年度まで	244,930千円

2 变更

事項	補正		前度		補正		後度		説明
	期間	限界	期間	額	期間	限界	額		
ダンプトラック購入契約	令和8年度	7,894千円	令和8年度から 令和9年度まで				8,144千円		
県道新発田津川線仮設橋賃借契約	令和2年度から 令和7年度まで	450,000千円	令和2年度から 令和8年度まで				450,000千円		
県道佐渡一周線仮設橋賃借契約	令和5年度から 令和8年度まで	100,000千円	令和5年度から 令和9年度まで				140,000千円		

起 債 の 目 的	正 前			補 正 後		
	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起 傷 の 方 法
道 路 事 業 費	11,581,000	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9バーセント以内	借りの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	12,441,000	補正前に同じ
合 計	190,367,000				191,227,000	

令和7年度新潟県一般会計補正予算（その2）

令和7年度新潟県一般会計の補正予算是、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,279,724,984千円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

第1表 岐入歳出予算補正
1歳入

款		項	補正前の額 (第137号議案による) (補正額を含む)	補正額	合計
第9款 国庫支出金	第2項 国庫補助金		千円 138,218,753 102,890,158	千円 31,420 31,420	千円 138,250,173 102,921,578
歳入	合計		1,279,693,564	31,420	1,279,724,984

2歳 歳 出		項	補正前 (第137号議案による) 額	補正前 (補正額を含む) 額	正額	計
第3款 環境費	第4項 防災費		5,577,181 3,651,367	31,420 31,420	千円 千円	5,608,601 3,682,787
歳出	合計		1,279,693,564	31,420		1,279,724,984

令和7年度新潟県一般会計の補正予算

令和7年度新潟県一般会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,187,029千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,280,912,013千円とする。
2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算の補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 岐入歳出予算補正 1歳入		項	補正前の額 (第137号議案及び第138号 議案による補正額を含む)	補正額	合計
款	款		千円	千円	千円
第9款 国庫支出金	第2項 国庫補助金		138,250,173 102,921,578	1,187,029 1,187,029	139,437,202 104,108,607
歳入合計			1,279,724,984	1,187,029	1,280,912,013

2 竜出		項	補正前の額 (第137号議案及び第138号) (議案による補正額を含む)	補正額	計
第3款 環境費	第4項 防災費		5,608,601 3,682,787	172,400 172,400	5,781,001 3,855,187
第4款 福祉費	第1項 福祉費 第3項 地域医療福祉費 第5項 高齢福祉費 第8項 障害福祉費 第9項 こども家庭費		191,330,234 22,449,301 15,937,532 44,931,884 24,569,326 26,946,356	807,087 558,125 171,018 71,328 6,399 217	192,137,321 23,007,426 16,108,550 45,003,212 24,575,725 26,946,573
第6款 産業費	第3項 創業・イノベーション推進費		163,930,738 1,751,899	207,542 207,542	164,138,280 1,959,441
歳出合計		1,279,724,984	1,187,029	1,280,912,013	

第2表 繰越明許費補正 1 追 加		款	項	事業名	金額
第3款 環境費	第4項 防災費	LPガス料金高騰対策家庭向け支援費	172,400千円		
第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	保護施設等光熱費等高騰対策緊急支援費	525		
	第3項 地域医療政策費	医療施設光熱費等高騰対策緊急支援費	171,018		
	第5項 高齢福祉保健費	介護施設等光熱費等高騰対策緊急支援費	71,328		
	第8項 障害福祉費	障害福祉施設等光熱費等高騰対策緊急支援費	6,399		
	第9項 こども家庭費	児童福祉施設等光熱費等高騰対策緊急支援費	217		
第6款 産業費	第3項 創業・イノベーション推進費	特別高压電力利用事業者等支援費	155,815		
		LPガス高騰対策緊急支援費	51,727		
合計					629,429

算予正計補會一般一縣新湯度和7年令

令和7年度新潟県一般会計の補正予算是、次に定めるところによる。

巣入歳出予算の補正)

11条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 賛入歳出予算補正 1歳入		項		補正前の額 (第137号議案、第138号議案及び 第116号議案による補正額を含む)		補正額		合計	
款	款	第2項 国庫補助金	金	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第9款 国庫支出金				139,437,202		6,395,237		145,832,439	
		第2項 国庫補助金	金	104,108,607		6,395,237		110,503,844	
	歳入合計			1,280,912,013		6,395,237		1,287,307,250	

2歳 歳 出		項	補正の額 (第137号議案、第138号議案及び 第176号議案による補正額を含む)	補正額	計
款	社 保 健 費		千円	千円	千円
第4款 福祉 社会保 健 費	第3項 地域医療政策策 費 第4項 医師・看護職員確保対策費 費 第5項 高齢福祉保健費 費 第8項 障害福祉社 費 第10項 感染症対策費 費	192,137,321 16,108,550 2,869,396 45,003,212 24,575,725 674,789	6,395,237 886,195 49,704 4,527,849 669,990 261,499	198,532,558 16,994,745 2,919,100 49,531,061 25,245,715 936,288	
歳 出 合 計		1,280,912,013	6,395,237	1,287,307,250	

令和7年度新潟県電気事業会計補正予算

(總則)

第1条 令和7年度新潟県電気事業会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 電 気 事 業 費 用	7,310,340 千円	13,195 千円	7,323,535 千円
第1項 営 業 費 用	7,020,271	12,107	7,032,378
第3項 事 業 外 費 用	184,169	1,088	185,257

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	1,102,609 千円	1,115,662 千円

(総則)

第1条 令和7年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるとところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 工業用水道事業費用	2,207,805 千円	△ 7,356 千円	2,200,449 千円
第1項 営 業 費 用	2,176,482	△ 7,356	2,169,126

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,762,820千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	1,764,537 千円	1,519 千円	1,766,056 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,101,794	1,519	1,103,313

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 収 入 予 定 額	差 引 不 足 額	補 債 て ん 財 源						
				減 積 千円	債 立 千円	過 損 留 千円	年 勘 資 保 益 千円	度 定 金 千円	消 費 本 調 調 千円	稅 支 額
第1項 建 設 改 良 費	1,103,313 千円	3,236 千円	1,100,077 千円	146,731	10,343	1,001,199 千円	136,388	510,000	6,012	98,878
第2項 企 業 債 債 還 金	146,731		510,000				510,000			
第3項 投 資 出	510,000			6,012				6,012		
第4項、雜 支	6,012									
計	1,766,056	3,236	1,762,820		10,343		1,653,599			98,878

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	415,298 千円	409,481 千円

令和7年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科 目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 工業用地造成事業費用	857,847 千円	738 千円	858,585 千円
第1項 営業費用	852,233	738	852,971

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 議会の議決を経なければならないことのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	57,525 千円	58,260 千円

令和7年度新潟県病院事業会計補正予算

(總則)

第1条 令和7年度新潟県病院事業会計の補正予算是、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,012,819千円は、過年度分損益勘定留保資金1,986,892千円及び当年度分損益勘定留保資金139,814千円で補てんし、なお不足する額886,113千円は、一時借入金で措置する。

取入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的取入	6,647,523	33,500	6,681,023
第2項 企業債	2,561,700	33,500	2,595,200

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	9,660,226	33,616	9,693,842
第1項 建設改良費	3,082,417	33,616	3,116,033

(企業債)

第3条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	2,561,700 千円	2,595,200 千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
県立病院電力需給契約	令和8年度から令和9年度まで	1,690,156 千円

令和7年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和7年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるとところによる。

(収益的支出)

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 流域下水道事業費用		12,714,180 千円	△ 408 千円	12,713,772 千円
第1項 営業費用		11,498,005 △ 408		11,497,597

(資本的支出)

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,178,403千円は、当年度分損益勘定留保資金1,439,015千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額469千円、当年度利益剰余金処分額227,057千円及び繰越利益剰余金処分額511,862千円で補てんする。

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出		8,489,854 千円	△ 400 千円	8,489,454 千円
第1項 建設改良費		6,009,337 △ 400		6,008,937

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 議会の議決を経なければならないことのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	331,557 千円	330,749 千円

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、乳房X線診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年1月16日

新潟県基幹病院事業

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項**(1) 購入等件名及び数量**

乳房X線診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。**(2) 指名停止期間中の者でないこと。****(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。****(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。****3 入札書の提出場所等****(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先**

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県福祉保健部地域医療政策課

電話番号 025-280-5981

Eメール ngt040320@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和8年2月25日（水）午後4時

(5) 開札の日時及び場所

令和8年2月26日（木）午前9時

新潟県福祉保健部地域医療政策課

4 その他**(1) 契約において使用する言語及び通貨**

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年1月30日（金）午後5時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和8年2月13日（金）午後4時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Mammography [1]set

(2) Deadline for bid participant applications:

4 : 00P.M February 25 2026

(3) Date of bid opening:

9 : 00A.M. February 26 2026

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Regional Health Policy Division

Department of Health and Social Welfare

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950-8570

JAPAN

TEL: 025-280-5981

E-mail : ngt040320@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出事項の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 アクロスプラザ長岡 A街区
所在地 長岡市四郎丸町字沖田146番地1 外
設置者 J A三井リース建物株式会社

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ・荷さばき施設の位置
 - (変更前) 届出書に添付された図面のとおり
 - (変更後) 届出書に添付された図面のとおり
- ・廃棄物等保管施設の位置
 - (変更前) 届出書に添付された図面のとおり
 - (変更後) 届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設A-9

(変更後) 午前6時00分から午後9時00分

3 変更年月日

令和8年8月26日（ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降）

4 変更理由

営業計画変更のため

5 届出年月日

令和7年12月25日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年5月16日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

E メ ー ル ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ダイレックス水原店
所在地 阿賀野市庄ヶ宮字沢田684番 外
設置者 日生不動産株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
公告日 令和7年8月26日

3 意見の概要

(1) 阿賀野市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年2月16日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称) ダイレックス上越北城店

所在地 上越市北城町三丁目317番2 外

設置者 ダイレックス株式会社

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 令和7年9月5日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年1月16日から令和8年2月16日まで

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立学校等の電力需給について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和8年1月16日

新潟県知事 花角英世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件名

① 県立学校等電力需給（新潟高等学校 外38施設）

② 県立学校電力需給（長岡高等学校 外36施設）

③ 県立学校電力需給（高田高等学校 外29施設）

(2) 需給場所及び数量等

入札説明書による。

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(4) 需給期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告に係る入札参加資格確認申請書等を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた（指名停止期間の一部が属する場合を含む。）者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 5(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との契約において、当該契約の全部又は一部について債務不履行をした者でないこと。
- (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等に関し、環境配慮の基準に掲げる条件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和8年1月16日（金）から令和8年3月12日（木）まで、新潟県教育庁財務課ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kyoikuzaimu/>

- (2) 契約条項を示す場所

(1) に同じ。

- (3) 問い合わせ等

入札説明書による。

4 本件入札に係る競争入札参加資格確認申請書の提出期間、場所及び提出方法

- (1) 提出期間及び提出方法

入札に参加を希望する者は、令和8年2月24日（火）午後5時までに、競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時の間に提出すること。

郵送する場合は、書留郵便又は特定記録郵便の手段により、提出期間内必着で提出すること。

- (2) 提出場所

郵便番号950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1（15階）

新潟県教育庁財務課財務管理係

電話：025-280-5590

- (3) 提出書類

入札説明書による。

- (4) 競争入札参加資格確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和8年2月27日（金）までに競争入札参加資格確認通知書を郵送（発送）することにより通知する。

ただし、通知後において、競争入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、競争入札参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

- (1) 日時

件名① 令和8年3月13日（金）午後1時30分

件名② 令和8年3月13日（金）午後1時50分

件名③ 令和8年3月13日（金）午後2時10分

- (2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁16階 入札室

- (3) 郵送による入札書類の受領期間、場所及び提出方法
入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

- (4) 新潟県物品等入札参加資格審査申請

新潟県物品等入札参加資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和8年1月30日(金)午後5時までに、新潟県出納局会計検査課に提出しなければならない。

提出先 郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1(10階)

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

- (8) 落札者の決定方法

本公告に示した競争入札参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 契約の停止等

本入札に関し、政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Type of Contract to be Purchased:

① Electricity for Prefectural Schools, etc.

(Niigata High School and 38 other facilities)

② Electricity for Prefectural Schools.

(Nagaoka High School and 36 other facilities)

③ Electricity for Prefectural Schools.

(Takada High School and 29 other facilities)

- (2) Contract Period: July 1, 2026 to June 30, 2027

- (3) Deadline for submitting bids:

① March 13, 2026 (1:30 PM)

② March 13, 2026 (1:50 PM)

③ March 13, 2026 (2:10 PM)

- (4) For more information, please contact the below division in Japanese:

Financial Affairs Division

Niigata Prefectural Board of Education

Niigata Prefectural Office 15th Floor

950-8570 4-1 Shinkochō, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan
Phone Number: +81-25-280-5590

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般撮影装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年1月16日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

一般撮影装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和8年1月28日（水）午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月30日（金）午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、超音波診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和8年1月16日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波診断装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年3月31日

(4) 納入場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課

電話番号 0254-22-3121 内線2516

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和8年1月28日(水)午後5時00分

4 入札及び開札の日時及び場所

令和8年1月30日(金)午前10時00分

新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。